（国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官、人材政策企画官及びシップ・リサイクル対策調整官）

第百一条　船舶産業課に、国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官、人材政策企画官及びシップ・リサイクル対策調整官それぞれ一人を置く。

2　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3～6　（略）

7　人材政策企画官は、命を受けて、造船に関する事業における人材の確保及び育成に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

8　シップ・リサイクル対策調整官は、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（海洋・環境政策課及び検査測度課並びに舟艇室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　政策企画調査室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び航空イノベーション推進官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3～11　（略）

12　航空イノベーション推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する技術革新の推進に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

二　航空局の所掌事務に関する技術革新の推進に関する政策に関する調整に関すること。

13　（略）

（航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、整備審査官、養成企画調整官及び航空従事者試験官）

第百二十六条　運航安全課に、航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、整備審査官並びに養成企画調整官一人及び航空従事者試験官十三人以内を置く。

2・3　（略）

4　乗員政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　航空従事者の養成に関すること（養成企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

5～15　（略）

16　養成企画調整官は、航空従事者の養成の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

17～19　（略）

（国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官及び海外事業戦略企画調整官）

第百一条　船舶産業課に、国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官及び海外事業戦略企画調整官それぞれ一人を置く。

2　国際業務室は、次に掲げる事務（海外事業戦略企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～三　（略）

3～6　（略）

7　海外事業戦略企画調整官は、命を受けて、造船に関する事業に係る海外における我が国事業者の事業活動の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　政策企画調査室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（地球環境保全調整官及び国際展開推進企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3～11　（略）

（新設）

12　（略）

（航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに運航基準高度化企画調整官、航空事業安全推進官、運航審査官、外国航空機安全対策官、小型航空機安全対策官、整備審査官及び航空従事者試験官）

第百二十六条　運航安全課に、航空事業安全監査室及び乗員政策室並びに運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ一人、運航審査官六人以内、外国航空機安全対策官及び小型航空機安全対策官それぞれ一人、整備審査官並びに航空従事者試験官十一人以内を置く。

2・3　（略）

4　乗員政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　航空従事者の養成に関すること。

三　（略）

5～15　（略）

（新設）

16～18　（略）